

警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（案）

1 制定の理由

「人事院規則 9 -30（特殊勤務手当）の一部を改正する人事院規則」が令和 8 年 4 月 8 日に公布及び施行され、災害現場における救助活動等に係る手当が改正されたことから、県警においてもこれに準じた改正を行う。

2 制定の概要

災害により生じた事態に対処するための作業に従事した職員に対して支給する特殊勤務手当について、1 日につき 1,440 円（日没時から日出時までの間に行う作業に従事した場合においては 720 円を 1,440 円に加算した額、著しく危険な作業又は著しく危険である区域内において行う作業に従事した場合においては 1,440 円を 1,440 円に加算した額）を超えない範囲内において公安委員会規則で定める額の特殊勤務手当を支給するものとする。

【警察職員の特殊勤務手当に関する条例 第 2 条関係】

現 行	改 正 案
<p>（手当の支給範囲及び額）</p> <p>第 2 条 手当は、職員のうち公安委員会規則で指定する者が次の各号に掲げる作業等に従事したときに、その者に対し支給するものとし、その額は、当該各号に掲げる額を超えない範囲内において公安委員会規則で定める額とする。</p> <p>(1)～(14) 略</p> <p><u>(14)の 2 災害応急等作業 1 日につき 1,080 円（日没時から日出時までの間に行う作業に従事した場合においては 540 円を 1,080 円に加算した額、著しく危険な作業又は著しく危険である区域内において行う作業に従事した場合においては 1,080 円を 1,080 円に加算した額）</u></p> <p>(15)～(25) 略</p> <p>2 略</p>	<p>（手当の支給範囲及び額）</p> <p>第 2 条 手当は、職員のうち公安委員会規則で指定する者が次の各号に掲げる作業等に従事したときに、その者に対し支給するものとし、その額は、当該各号に掲げる額を超えない範囲内において公安委員会規則で定める額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p><u>(14)の 2 災害応急等作業 1 日につき 1,440 円（日没時から日出時までの間に行う作業に従事した場合においては 720 円を 1,440 円に加算した額、著しく危険な作業又は著しく危険である区域内において行う作業に従事した場合においては 1,440 円を 1,440 円に加算した額）</u></p> <p>(15)～(25) 略</p> <p>2 略</p>

3 施行期日等

(1) 施行期日

公布の日

(2) 適用区分

令和 8 年 4 月 1 日から適用する。